

労務管理の改善等に関する 「訪問支援」のご案内

～ 改正労働基準法への対応や働き方改革の進め方等 ～

監督署では、労働時間制度の見直しや労働時間の削減など労務管理の改善に取り組むにあたっての疑問点や方法について、監督署の専門職員が直接お伺いし、各種法令や手続き、助成金制度等について支援を行っています。

この訪問支援は、労働基準監督官が通常行っている臨検監督とは異なり、法違反を指摘して行政指導を行うものではありません。

また、相談内容について改善報告を求めることもありません。自社の労務管理の見直し手法の一つとして、ぜひ積極的に御活用ください。



【このようなお悩みはないですか？】

改正労働基準法の内容

(上限規制、有給休暇
取得義務など)について
聞きたい

わかりやすく丁寧に
ご説明します



そもそも労働基準法には どんなルールがあるの？

基本から丁寧にご説明
します

労務管理上の課題を探りたい

実情をお聞きしながら
一緒に考えましょう

36協定の作成方法について 確認したい

わかりやすく丁寧に
ご説明します

【お申し込みはこちらへ】

浜松労働基準監督署 労働時間相談・支援班
〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4
浜松合同庁舎8階

053-456-8148

✉ hamamatsu-kantokusho@mhlw.go.jp

メールにてお申し込みの場合、企業（事業場）名、担当者、連絡先、支援を希望する内容を記入してください。

当署担当者より連絡の上、訪問日時を調整させていただきます。

2024年（令和6年）4月1日からは、
適用猶予となっていた自動車運転の業務、建設事業及び医師についても
時間外労働の上限規制が適用されます

【現在】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師
月	限度時間（原則）	45	-	-	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	-	-
	単月上限 ^(※)	100	-	-	-
	複数月平均上限 ^(※)	80	-	-	-
年	限度時間（原則）	360	-	-	-
	上限	720	-	-	-

【令和6年4月～】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師
月	限度時間（原則）	45	45	45	45
	45時間超は6月まで	適用あり	-	適用あり	-
	単月上限 ^(※)	100	-	100 ^(注1)	100 ^(注2)
	複数月平均上限 ^(※)	80	-	80 ^(注1)	-
年	限度時間（原則）	360	360	360	360
	上限	720	960	720	960 ^{(※)(注3)} 1,860 ^(注4)

休日労働も含む。

- 注1： 災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。
- 注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となるが見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。
- 注3： 医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。
- 注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

助成金のご案内



いずれの助成金も予算の範囲内で交付するため、
申請期間内に募集を終了する場合があります。

業務改善助成金

申請期限：令和6年1月31日
（事業完了期限：令和6年2月28日）

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金
を支給
（最大600万円）

事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。



働き方改革推進支援助成金

申請期限：令和5年11月30日
（事業完了期限：令和6年1月31日）

働き方改革推進支援助成金は、生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進や労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む際の費用の一部を助成する制度です。

適用猶予業種等対応コース（建設業・運送業・病院等）

労働時間適正管理推進コース

労働時間短縮・年休促進支援コース

勤務間インターバル導入コース

事業実施（設備投資や研修等）の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果とともに支給申請を行っていただくことにより、事業実施にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

